

静岡県告示第675号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する清水港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成29年9月15日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川勝平太

1 概要を変更する施設

(1) 変更前

種類	名称	位置	能力
荷さばき地 (特級)	新興津荷さばき地 3号	静岡市清水区 興津清見寺町1388	面積 31,485㎡ 舗装形態 アスファルト舗装

(2) 変更後

種類	名称	位置	能力
荷さばき地 (特級)	新興津荷さばき地 3号	静岡市清水区 興津清見寺町1388、1390	面積 64,748㎡ 舗装形態 アスファルト舗装

2 変更年月日

平成29年9月15日